

指定地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業 (デイサービスセンター幸齢館)

重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業所経営法人

事業者の名称	社会福祉法人 萱垣会
主たる事務所の所在地	長野県飯田市鼎一色551番地
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 萱垣憲英
電話番号	0265-22-1368
FAX番号	0265-22-1006

2 ご利用事業所

事業所の名称	デイサービスセンター幸齢館（こうれいかん）
事業所の所在地	長野県下伊那郡下條村睦沢8817番地1
都道府県知事指定番号	長野県第2072501600号
事業所の管理者氏名	小木曾志保
電話番号	0260-27-2271
FAX番号	0260-27-2212
開設年月日	平成27年8月1日
利用定員	18名

3 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人萱垣会が運営するデイサービスセンター幸齢館は、要介護状態（日常生活支援総合事業にあつては要支援状態）になられた方々に対し、ご契約者の意思及び人柄を尊重して、常にご契約者の立場に立ったサービスの提供に努めることを目的とします。

(2) 事業所運営の方針

デイサービスセンター幸齢館の職員は、要介護状態（日常生活総合支援事業にあつては要支援状態）となった場合においても、その契約者が可能な限りその居宅におい

て、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上のお世話及び機能回復訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図られるよう努めます。また、サービスの提供にあたっては、下條村及びサービス提供事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 下伊那郡下條村全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、12/30～1/2 までを休館にする場合がある）	
受付時間	月曜日～土曜日	8：00～17：00
サービス提供時間	月曜日～土曜日	8：45～16：10

5 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
管理者	1名	名
生活相談員	1名以上	1名
看護師	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名以上	1名
介護職員	2名以上	2名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
1. 生活相談員	勤務時間	8:00～17:00
2. 機能訓練指導員 兼 看護職員	勤務時間	8:00～17:00
3. 介護職員	勤務時間	8:00～17:00

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7～9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事、おやつ飲み物（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、別途食材料費640円、おやつ飲み物代60円いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）12：00～13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。お体が不自由な方は、状態に応じて機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度・要支援に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・要支援に応じて異なります。）

☆介護報酬の改定により、金額の変更が生じた際には新しい料金表に変更し、別表のみ差し替えるものとします。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域（下條村内）以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

料金；1kmあたり100円

②食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金；640円（別途、おやつ飲み物代として60円）

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金；材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代；実費

褥瘡処置のガーゼ等；実費

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとまとめてご請求いたします。

翌月の18日までにお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7 緊急時等における対応方法（契約書第9条4参照）

生活相談員等は、地域密着型通所介護の提供を行っているときに、ご契約者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告します。

8 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

ご契約者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②ご契約者及びその家族等からの苦情処理体制の整備

③委員会等の開催

2 サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（ご契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10 身体的拘束等

ご契約者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

2 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、事前にご契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のご契約

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。なお、サービス従事者又は従業員ではなくなった後においても、同様とします。

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

1 2 事故発生時の対応方法について

ご契約者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族様等、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 ご契約者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3 衛生管理等

ご契約者の使用される施設、食器その他の設備又は飲料水（飲用水）について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

2 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

①対策を検討する委員会を年2回以上開催し、その結果について従業者に十分に周知します。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 4 業務継続計画の策定について

非常時にもサービス提供を継続するための計画、停止したサービスを早急に再開するための計画を策定・実施し、ご利用者が継続して介護サービスを受けられるようにします。

2 計画は、感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画があります。

3 定期的（年1回以上）な研修及び訓練（シミュレーション）の実施をし、計画の見直し、必要に応じた変更を行います。

1 5 地域との連携等

事業者は、ご契約者、ご契約者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会「運営推進会議」を設置し、年2回運営推進会議に対し、活動上活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、記録を作成し、公表します。

2 事業の運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

16 ハラスメントについて

事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止します。

17 苦情の受付について（契約書第20条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 管理者兼生活相談員 小木曾志保

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：00～17：00

○窓口電話番号 0260-27-2271

○苦情解決責任者（担当者）

〔所長〕 萱垣 充英

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

下條村介護保険担当課 (いきいきランド下條内福祉保健課)	所在地 長野県下伊那郡下條村陽阜1番地 電話番号 0260-27-1231
国民健康保険団体連合会 (介護保険課)	所在地 長野県西長野加茂北143-8 電話番号 026-238-1555
長野県県社会福祉協議会	所在地 長野県若里7丁目1番7号 電話番号 026-226-4126

9 サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	—
第三者評価機関名	—
評価結果の開示状況	—

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター幸齢館
説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第三十四号（平成十八年）介護保険法第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 555.74㎡
- (3) 事業所の周辺環境 下條村の中心地に位置し、役場、郵便局、コンビニエンスストア、小・中学校が近隣しています。利便性が良く、多くの人が立ち寄りやすい場所にあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。15名の利用者に対して1名、利用者が5名増すごとに1名の介護職員を増員し配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活指導員を配置しています。

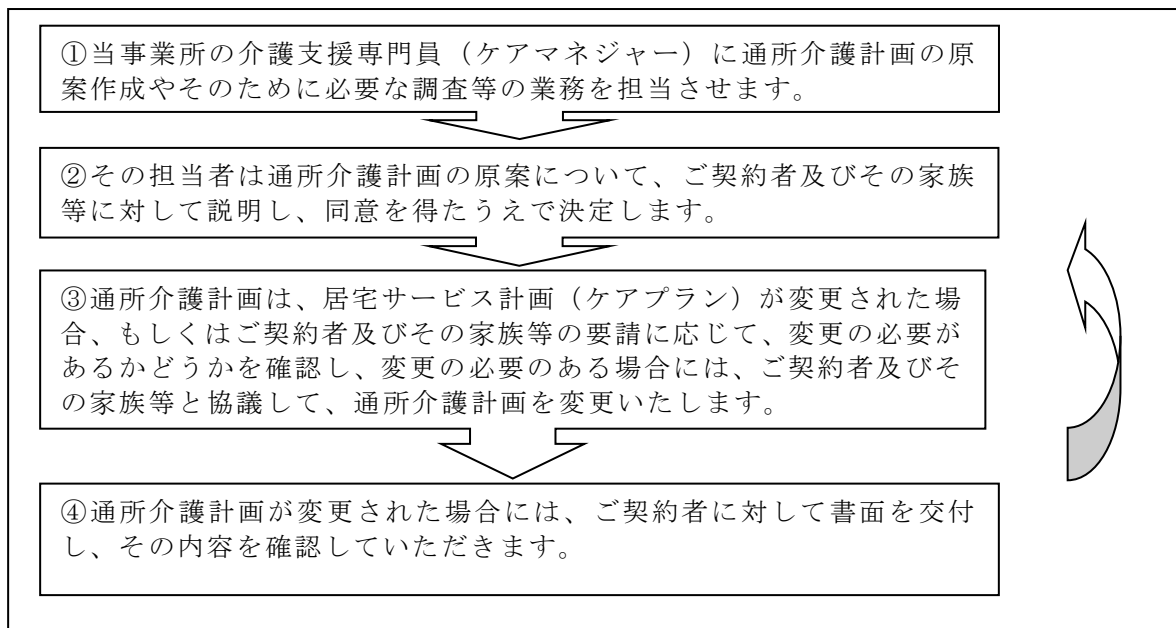
看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施するよう1名配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

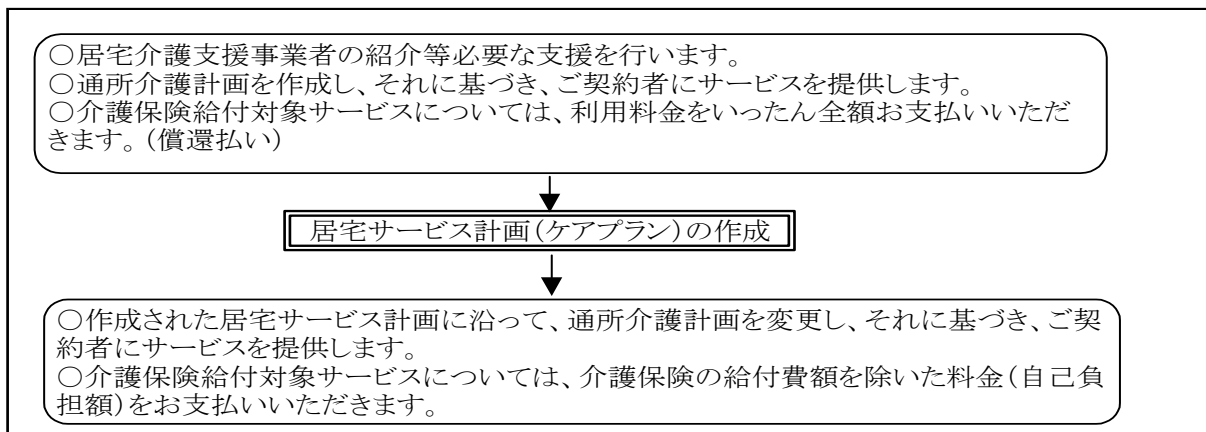
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。